

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の開始に伴うご案内

平成 29 年 1 月 1 日に、改正「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下、「実特法」といいます)が施行されます。

これに伴い、口座開設等のお取引の際に、居住地国などのご確認をさせていただきますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【制度の概要】

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」とは、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避の防止を目的として、経済協力開発機構（OECD）で策定された「共通報告基準（CRS）」に従い、各国金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で自動交換する制度です。

日本では、CRS に従った情報交換を実施する観点から、改正された「実特法」に基づき、金融機関はお客さまから金融口座情報を記載した届出書をご提出いただきます。

また、お客さまの居住地国（※）が法令で指定された外国の場合等は、お客さまの金融口座情報を国税庁へ報告します。

※ 居住地国とは、課税上の住所等がある以下の国のことをいいます。

日本の居住者や内国法人の場合は、居住地国を「日本」として届け出ていただく必要があります。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- (1) 外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税または法人税に相当する税を課されるものとされている個人または法人…当該外国
- (2) 居住者または内国法人（日本に住所を有する方、または日本に 1 年以上の期間居所を有する方等）…日本

【届出書の提出を要する場合の概要】

平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合

新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（新規届出書）の提出が必要となります。

居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

平成 28 年 12 月 31 日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合

既に口座開設等をしている場合でも、確認のため金融機関から氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（任意届出書）の提出を求められる場合があります。

居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

(注) これらの届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）の提出が必要となります。

【届出書の種類】

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成 29 年 1 月 1 日以後に金融機関等に新規に口座開設等を行う者（※1）	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があった者
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から 3 月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none">氏名、住所及び生年月日または名称及び本店もしくは主たる事務所の所在地居住地国名及び居住地国が外国である場合の 当該居住地国の納税者番号（※2）住所と居住地国が異なる場合の 事情の詳細等	<ul style="list-style-type: none">異動後の居住地国等以前提出した届出書に記載した居住地国左記の新規届出書の記載事項

※1 平成 28 年 12 月 31 日以前に金融機関等と口座開設等の取引を行った者も、任意で「任意届出書」を提出することが可能です。

※2 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。
その場合、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください www.nta.go.jp